

返戻金制度について

当社は、当社の紹介により就職した者が早期に退職した場合に、受領した紹介手数料の一部を求人者に返還する制度（以下、「返戻金制度」といいます）を設けており、詳細は以下の通りです。

- （１）退職理由は、自己都合により退職した場合、または求職者の責に基づく事由により解雇された場合（法的に正当な理由が認められる解雇）に限ります。
- （２）勤続期間に応じた、下記の割合に相当する額を、求人者が指定する銀行口座に振り込む方法により返還します（振込手数料は当社負担）。

勤続期間	返還する紹介料の割合
入職 90 日以下	50%
91 日以上 180 日以下	25%
181 日以上	0%

- （３）求人者は求職者の退職から 30 日以内に退職した旨を当社に伝えるものとし、退職から 30 日を超えた場合は返戻金制度を適用しないものとします。
- （４）返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

有料職業紹介事業許可番号	1 2 - ユー 3 0 0 7 2 1
事業所の名称及び所在地	株式会社ジェイシー教育研究所 千葉県千葉市中央区新田町 1 0 番 1 5 号